

石川県社会保障推進協議会 要望事項 回答 (宝達志水町)

要望要旨	回答	担当課
I. 新型コロナウイルス感染拡大から住民のいのちと暮らしを守る施策について		
★(1)自治体の職員を増員し、これまで以上に緊急時に住民の安全確保や救援にこたえられる職員配置をしてください。その際は非正規ではなく正規職員での採用を行ってください。	現状では、職員を増やすことは非常に困難であります。緊急時に住民の安全確保や救援にこたえられるよう、現状の職員一人一人が研修会や講演会等に参加し、職員の防災等に関するスキルを上げ対応していきたいと考えております。	総務課
★(2)国に対して特別定額給付金の追加給付を強く要請してください。	特別定額給付金の追加給付要望については、当町だけでなく県町長会などを通じて要望をしてきたいと考えております。	総務課
★(3)新型コロナウイルス感染拡大で明らかになったように医療体制確保が急務です。地域医療構想を抜本的に見直すよう国に働きかけてください。自治体として医療従事者や介護従事者はじめ必要に応じてPCR検査がうけられるように拡大してください。	当院は、平成29年5月に新築移転の際、地域医療構想を見据えて100床から70床へ減床しています。このことから、今後も70床を維持しつつ、病床機能の変更として回復期の病床を増やす(急性期を減らす)ことで県へ検討結果を報告しており、県の了承を受けています。 医療従事者や看護従事者へのPCR検査については、感染が院内等に広がる恐れが生じたときに、必要に応じてPCR検査を行いたいと考えております。	病院事務局
★(4)マスク・消毒液・フェイスシールド・防護服・グローブ・ゴーグルなどを石川県と協力して必要数を全医療機関および介護事業所等に配布してください。	マスク、消毒薬、防護服、グローブなどは、石川県および国から優先的に介護事業所等へ支給されており、また県で備蓄していきます。また、町では単独事業として、医療・介護・障害者事業者の新型コロナウイルス感染症拡大防止のための備品等購入のための助成金を交付しました。10月からは2回目の助成を開始し、感染防止や増大する感染対策費用への負担軽減を行います。今後も支援していきます。	健康福祉課
★(5)患者・利用者減による医療機関・介護事業所・障害者事業所等の経営困難に対する赤字補填を国・石川県に求めてください。	(健康福祉課)介護事業所等の利用者および給付費等につきましては、直接事業所に聞き取ったり、アンケート調査等にて随時把握しているところです。緊急事態宣言が出された当初は利用控えや制限もありましたが、解除後はすでに戻っております。しかしながら感染対策に経費がかかるため、町としましては医療・介護・障害者事業者の新型コロナウイルス感染症拡大防止のための備品等購入のための助成金事業にて支援しております。国や県におきましても、補正予算を組んで多岐にわたる支援をしております。今のところ赤字補填を求める事は考えておりません。 (病院事務局)新型コロナウイルスの影響でほとんどの医療機関の収益は悪化していると思われませんが、国・県から新型コロナウイルスに対応した医療機関には交付金が支給されること、及び他業種では赤字補填を受けられないことなどを多面的に考慮して、赤字補填を国・県に求めるかを検討します。	健康福祉課 病院事務局
★(6)新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した世帯の保険料減免制度を商工会議所などの諸団体の協力をえて、制度を知らせ、利用を促進してください。	保険税の減免の相談件数が22件(10月5日現在)あります。保険税の減免制度はホームページ、広報等で周知しておりますが、利用促進のために今後も努めてまいります。	健康づくり推進室

要望要旨	回 答	担当課
<p>★(7)新型コロナ感染症に感染した被用者等に対する傷病手当金の対象に事業主を加えてください。また、新型コロナウイルス感染症以外の傷病についても、傷病手当金の対象としてください。</p>	<p>傷病手当金の対象に事業主を加えることについては近隣市町との情報交換を行いながら対応していきます。また、新型コロナウイルス感染症以外の傷病について傷病手当の対象とするときは、財政に余裕がある市町村が実施することが望ましいとされております。財政難である当町では、現状においては、任意給付である傷病手当金の対象を新型コロナウイルス感染症以外の傷病についてすることは、難しいと考えております。</p>	健康づくり推進室
<p>★(8)国の行った通所サービス等の報酬請求「特例措置」によって負担が増加する利用者に対し、その負担増分を補助してください。</p>	<p>通所系・訪問系のサービスの特例措置により、利用者の負担が増加していることは確かです。今後も調査や検討を行い、形式にとらわれず在宅支援のための何らかの対応を検討していきたいと考えています。</p>	健康福祉課
<p>★(9)「自粛」や閉じこもりにより生活後退や状態悪化が生じている高齢者に対し、迅速な実態把握と必要な支援(一部負担減免制度の拡充、在宅介護サービス利用料助成制度の創設・拡充)を行ってください。</p>	<p>コロナ禍での自粛等により、運動機能・認知機能が低下した高齢者が増えています。今年5月から6月に行いました”介護予防・日常生活圏域ニーズ調査(65歳以上、無作為抽出、1,000人に実施)の結果、昨年と比べ外出の機会が減った人は、40.8%、加齢と共に割合が高くなっています。町では、閉じこもり対策として、地域のサロンの再開支援を行ったり、老人センターの利用を呼びかけたりしております。</p>	健康福祉課
<p>★(10)自然災害の発生に備え、避難所で感染が広がらないように感染予防策を早急に具体化してください。</p>	<p>避難所の開設担当の部署と感染症予防策の協議を実施しています。避難所受付にて体温測定、自覚症状等を確認すること、有症状者の避難場所を確保すること、マスクや消毒液等必要物品の準備等感染症予防対策を図っています。今後も関係機関と連携し、感染が広がらないよう予防に努めてまいります。令和2年10月25日には、町防災訓練にて感染症予防の訓練も実施します。</p>	健康づくり推進室
<p>★(11)新型コロナ感染拡大を防止するためにも「20人学級」を実現してください。</p>	<p>本町は、文科省から出されている「衛生管理マニュアル」及び県教育委員会からの通知や衛生管理ガイドラインの基準を十分に満たした教室環境で授業を行えています。加えて、可能な限り換気を徹底しております。また、教科によっては、複数教員による少人数授業も行っており、現段階では20人以下学級の設置は考えておりません。</p>	学校教育課
<p>II.子育て支援について</p>		
<p>★(1)2018年度金沢市は、生活困窮世帯と一般世帯の子どもの生活実態を明らかにする「子どもの生活実態調査」を実施しました。貴自治体として金沢市と同趣旨の調査を実施してください。その調査を下に「対策計画」を策定し、対策を進めてください。 教育・学習支援への取り組みを行うとともに、児童・生徒の「居場所づくり」を自治体として実施してください。またNPOなどで取り組まれている、「無料塾」や「こども食堂」のとりくみを支援してください。</p>	<p>今年度調査を行います。子どもの福祉向上のため、生活困窮に対する取り組みを広げていきたいと考えています。</p>	健康福祉課

要望要旨	回 答	担当課
(2)石川県子どもの医療費助成制度について、①助成対象年齢を中卒まで拡大すること②1000円の自己負担を廃止すること③所得制限を廃止することを求める意見を上げてください。	検討していきます。	健康福祉課
★(3)小中学校の給食費を無料にしてください。当面、第二子以降の学校給食を無料にしてください。	学校給食法第11条では、学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費並びに学校給食の運営に要する経費で、学校給食に従事する職員の給与その他の人件費は、設置者の負担とし、それ以外の経費は(賄い材料費、燃料費等)保護者の負担と規定されていますので、学校給食の無料化は考えておりません。	学校教育課
(4)就学援助制度の改善		
①就学援助の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯までとしてください。2018年10月から実施されている生活保護基準引き下げにより、現在の対象者が切り捨てとされないようにしてください。	本町の就学援助制度については、当該年度の特別支援教育就学奨励費需要額基準によることとしており、認定基準を1.3倍以下の世帯としています。生活保護基準の引き下げにより現在の対象者が対象外となる場合は、対象外とならないよう弾力的運用を行いたいと考えています。	学校教育課
②申請の受付は、学校だけでなく市町の窓口でも受け付け、申請手続きに民生委員の証明が必要な場合はなくしてください。また、年度途中でも申請できることを周知徹底してください。	受付は、町の窓口や学校教育課でも行っています。申請手続きには民生委員の証明は必要ありません。申請時期については、随時行っている旨をホームページ等で案内を行っているほか、小学校の入学説明会においてもご案内しています。	学校教育課
③就学援助給付の学校給食については学校給食費の全額を給付してください。	就学援助給付の学校給食費については、全額支給しております。なお、現物給付化については、現在考えておりません。	学校教育課
④就学援助給付の学校給食については加賀市が実施しているように「現物給付化」してください。		
(5)幼児教育・保育の無償化に伴い、国の基準月額4500円の副食材料費は公的給付の対象から外され、保育施設が実費徴収することになっています。(生保世帯・第3子、年収360万円以下は免除)副食材料費の実費を無償にしてください。	無償化にしています。	健康福祉課
(6)保育環境や保育士の配置基準等を拡充してください。保育士の処遇改善を直ちに実施してください。市町単独事業で財政的な支援を行ってください(処遇改善助成金制度、福祉職職員住居費助成、住宅確保助成、家賃補助制度など)。	指定管理者の社会福祉協議会と協議し、処遇改善等に努めています。	健康福祉課

要望要旨	回 答	担当課
(7)2019年度の乳幼児検診(前期乳児検診・後期乳児検診・一歳半健診・三歳児健診)の対象児童数と受診児童数・未受診児童数をお知らせください。	1か月児健診 対象者43人、受診数43人 4か月児健診 対象者52人、受診数52人 10か月児健診 対象者45人、受診数45人 1歳6か月児健診 対象者66人、受診数66人 3歳児健診 対象者65人、受診数65人 三歳児健診の未受診者については令和2年度に受診しています。	健康づくり推進室
(8)学校健診で「要受診」と診断された児童・生徒の受診状況の把握と、歯科については「虫歯が10本以上」ある状態になっている児童・生徒の実数を調査してください。学校健診で「要受診」と診断されたにもかかわらず、未受診となっている児童・生徒が確実に受診できるよう具体的な要因の調査と対策を講じてください。眼鏡については全国的に補助制度もあることから、自治体として補助制度を創設してください。	学校検診で要受診と診断された児童・生徒に対しては、再受診票を検診直後、長期休み前と何度も発行しております。それでも未受診の児童・生徒保護者には直接会う機会に学級担任からも声掛けをしています。また、治療の必要性や受診率を書いた保健だよりを発行し保護者へ働きかけを行っています。 う歯が10本以上ある状態の児童は2名いますが、すでに、病院へ受診し治療済みとなっております。 眼鏡の自治体としての補助制度は現在考えておりません。	学校教育課
Ⅲ.介護保険事業・予防事業・総合事業について		
★(1)介護保険料		
①介護保険料を引き下げてください。また、保険料段階を多段階に設定し、低所得段階の倍率を低く抑え、応能負担を強めてください。課税層については、所得基準をさらに細分化するとともに、高額所得者については最高段階を引上げてください。	令和3年度から令和5年度までの保険料は、第8期介護保険事業計画で決定されます。サービス利用状況や意向等を把握し、町の将来推計よりサービス給付見込み等勘案しながら、介護保険事業計画等策定委員会で協議して行きたいと考えています。	健康福祉課
②介護給付費準備金がある場合は、第8期保険料抑制のためにその全額を繰り入れてください。	介護給付費準備基金を繰り入れし、第8期保険料を推計していきます。	健康福祉課
③非課税者・低所得者の介護保険料を大幅に軽減する減免制度を拡充してください。当面、年収153万円以下(単身の場合)は介護保険料を免除してください。	国の制度を活用した減免制度を実施しています。町単独での減免制度は考えていませんが、国の制度等積極的に活用していきたいと考えています。	健康福祉課
(2)介護利用料・補足給付について		
①介護サービス利用者の負担を軽減するため、低所得者について無料となるよう、自治体独自の利用料減免制度を創設・拡充してください。	国の介護保険制度に基づき運用しており、町として単独での減免制度は考えておりません。	健康福祉課
②補足給付の見直しで介護保険施設の居住費・食費補助が対象外となった方であっても、支払い能力がない人に対しては措置制度を活用して救済してください。	国の介護保険制度に基づき運用しており、町として単独で助成することは考えておりません。	健康福祉課

要望要旨	回答	担当課
③グループホーム(認知症対応型共同生活介護)、特定施設入居者生活介護(介護付き有料老人ホーム)、小規模多機能型居宅介護の利用者についても部屋代・食事代を軽減する制度をつくってください。	国の介護保険制度に基づき運用しており、町として単独で助成することは考えておりません。	健康福祉課
④区分支給限度基準額について、一人暮らしの認知症の方など、一定の要件に該当する人については、単独事業として、引き上げを行い在宅生活を支えてください。	現在は国の介護保険制度に基づき運用しており、町として単独で助成することは考えておりません。	健康福祉課
(3)介護保険利用の際の手続き		
①介護保険利用の相談があった場合、相談窓口で専門知識を持った職員を配置し、これまでと同様に要介護認定申請の案内を行い、「基本チェックリスト」による振り分けを行わず、要介護認定申請を受け付けた上で、地域包括支援センターへつなぐようにしてください。総合事業では、先に「基本チェックリスト」ありきではなく個々の状況に応じた対応をしてください。	申請の相談があった際、申請の経緯や本人の状態、どのようなことに困っており、どのようなサービスを望むのか等を聞き、介護申請を受け付けております。 町直営の地域包括支援センターは、介護保険係と同じ部署にいたるため随時相談に応じ、緊急性や必要性を判断し、介護保険や総合事業のサービス、福祉サービス、地域のサロン等のインフォーマルなサービスの利用等につなげております。 また、総合事業では「基本チェックリスト」だけによる振り分けではなく、ご本人が困っていることを手助けし、本人の望む生活、自立できる使いやすいサービスにつながるよう、個々の状況に応じた対応をしております。	健康福祉課
②ケアマネジメントについては、現行の予防給付と同様に居宅介護支援事業所への委託を可能とし、現行額以上の委託料を保障してください。	ケアマネジメントについては、居宅介護支援事業所に委託を可能としており、委託料は現行額と同じです。委託料は検討していきます。	健康福祉課
③訪問介護「生活支援」の回数制限はしないでください。	回数制限をしないと必要サービス提供が予想され、それにより本人の自立支援を妨げることにもなりかねません。 平成30年10月から介護度以上の生活援助中心サービスを居宅サービス計画に位置づける場合は、利用の妥当性を検討し町へ申請書を提出することで認める場合もあります。	健康福祉課
(4)基盤整備について		
①入所施設待機者を解消し、行き場のない高齢者をなくすために、特別養護老人ホームや小規模多機能施設等、福祉系サービスを増やしてください。	施設整備については、平成24年度に小規模特別養護老人ホーム、平成25年度には、小規模多機能型居宅介護施設を整備しております。 他市町の状況から勘案すると、当町の規模では、これ以上整備することは今のところ考えておりません。 待機者については、施設入所に至るまでは、在宅でのサービスの利用となるため、住み慣れた地域での暮らしを支えられる支援を行います。	健康福祉課
②特養ホームに要介護1・2の人が入所できる「特例入所」について、個々の事情に即して柔軟に対応してください。	当町では、要介護1・2となった場合でも、個々の事情に応じて特例入所の申込みがあれば柔軟に対応しております。	健康福祉課

要望要旨	回答	担当課
<p>③一人暮らしで重度の要介護状態になっても住み慣れた自宅に最期まで暮らし続けられるための仕組みを各中学校区(日常生活圏域)ごとに作るための整備目標(小規模多機能居宅介護、定期巡回随時対応型介護看護等を含む訪問・通所・短期入所基盤整備及び医療連携等)について第8期計画に盛り込んでください。</p>	<p>いつまでも住み慣れた地域において元気に暮らすことができるまちづくりをすすめていくため、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査や在宅介護実態調査を行い必要とされるサービスを見極めながら、第8期介護保険事業計画を策定していきます。</p>	<p>健康福祉課</p>
(5)総合事業について		
<p>①多様なサービス(緩和型サービス、住民主体型サービス等)への移行促進を改め、要支援者の希望に基づき従前のホームヘルパー、デイサービス(従前相当サービス)が利用できるようにしてください。</p>	<p>総合事業では、総合相談や訪問等により、基本チェックリストやアセスメント(利用者が何を求めているのか正しく知り、確認すること)を行い、さらにケアマネジメント会議で意見を集約し、一人一人に必要な訪問型や通所型サービス、一般介護予防などを提供できるよう支援しています。本人の自立支援、重症化予防の視点で支援をしております。</p>	<p>健康福祉課</p>
<p>②緩和型サービスであっても訪問介護員等専門職が提供する場合は、従前相当サービスを下回らないサービス単価とするようにしてください。</p>	<p>現在、緩和型サービスは、従前相当サービスに比べ、1回あたりのサービスの時間を短くしている分、単価も従前相当を下回っています。 今後、国の動向を注視して、近隣市町との情報交換を行いながら対応していきます。</p>	<p>健康福祉課</p>
(6)介護職員確保について		
<p>介護職員の確保をすすめるための施策の実施をしてください。</p>		
<p>★①「介護労働者の実態調査」を介護安定センターに準じた内容で実施してください。</p>	<p>介護事業所と情報交換を行い対応して行きます。</p>	<p>健康福祉課</p>
<p>★②介護職場の人員不足解消の為、介護人材を抜本的に増やしてください。</p>	<p>国において、介護職員の処遇改善、多様な人材の確保・育成、離職防止・定着促進・生産性向上、介護職の魅力向上、外国人材の受け入れ環境整備等人材確保対策に取り組んでいます。</p>	<p>健康福祉課</p>
<p>★③介護人材の不足を解消するため、自治体として大阪府茨木市、新潟県柏崎市のように、家賃補助や夜勤手当などを自治体として補助してください。</p>	<p>国において処遇改善加算や特定処遇改善加算などの介護報酬改正により、介護職員の待遇改善をはかっております。町としまして、介護事業所の支援について、考えていきます。</p>	<p>健康福祉課</p>
(7)国に対して、介護保険制度への下記の意見をあげてください。		
<p>①国の調整交付金を介護保険とは別枠にして国の負担を介護給付費の25%に引き上げること。(町村会・市長会の国への意見の通り)</p>	<p>介護保険制度が持続可能なものとなるよう、町では日々適正給付に心がけ、またアセスメントにより必要と判断された人には例外給付などの特例措置などで対応しております。</p>	<p>健康福祉課</p>
<p>②特養ホーム入所基準を元に戻すこと。</p>		

要望要旨	回答	担当課
★③要介護1・2の保険はずし(総合事業化)を行わないこと。	総合事業の対象者など、市町で判断するものにつきましては、利用者のアセスメントを十分に行い今後検討していきたいと考えています。しかしながらまだ国からの通達も来ていない段階であるため、国に対して要望をすることは、今のところ考えておりません。	健康福祉課
★④補足給付(非課税世帯の人の食事・部屋代軽減)の後退(以下の通り)を実施しないこと。 (年金月額10万円を超える人の施設利用者負担を大幅に引き上げ、特別養護老人ホームの相部屋でも4割近く引き上げ月2万2千円の負担増、ショートステイは、食費を1日あたり210円～650円引き上げ、現在、預貯金等制限を1000万円から、所得段階別に650万円～500万円に引き下げ)		健康福祉課
⑤介護従事者処遇加算を全額国庫負担方式によるに戻すこと。	介護保険制度が持続可能なものとなるよう、町では日々適正給付に心がけ、またアセスメントにより必要と判断された人には例外給付などの特例措置などで対応しております。	健康福祉課
IV.高齢者医療・福祉の充実について		
(1)後期高齢者医療制度の保険料滞納者に対し、生活実態を無視した保険料の徴収や差押えなどはしないでください。また保険証の取り上げ・資格証明書の発行をしないでください。短期保険証は、発行しないでください。	差押えはしておりません。また、保険証の取り上げや資格証明書の発行もしておりません。 滞納者は、保険料納付の分納の相談の上、短期保険証を交付しております。	健康づくり推進室
(2)東京都日の出町、石川県川北町のように、75歳以上の高齢者医療費無料制度を実施してください。当面、後期高齢者医療対象者のうち住民税非課税世帯の人の医療費負担を無料にしてください。	75歳以上の高齢者医療費無料制度を実施している東京都日の出町や、石川県川北町は、優良企業の誘致成功などによる、健全な財政という背景があり実現されております。財政難である当町では、現状においては、住民税非課税世帯の医療費負担を無料にするのは、難しいと考えております。	健康づくり推進室
(3)後期高齢者医療制度に加入しない65～74歳の障害がある人には障害者医療費助成制度を全額適用してください。	平成26年8月診療分から全額助成しております。	健康福祉課
(4)配食サービスは、最低毎日1回は実施し、事業所助成額を増やし、利用者の自己負担額を大幅に引き下げてください。	利用者の状態を調査し、平日の昼食に希望の回数を実施しています。 事業所助成額は300円、自己負担額は400円で、材料費相当額を実費としていることより、今のところ引き下げは考えていません。	健康福祉課
(5)高齢者が地域でいきいきと生活するために、以下の施策を実施してください。		
★①補聴器購入費助成制度を創設してください。	難聴のある高齢者が増えており、身体障害者手帳を取得することで、中等度から高度難聴の方への補聴器の購入費助成を行っています。	健康福祉課

要望要旨	回答	担当課
★②高齢者の「熱中症の予防の実態調査」(猛暑の時、どのように過ごしているか等)を実施して対策を立てるようにしてください。そして福島県相馬市のように、65歳以上の住民税非課税世帯の人にも、生活保護利用者に準じてエアコン購入費(買い換え費も)などの補助を行う仕組みを創設してください。	現在のところ補助は考えていませんが、熱中症の予防等対策を周知・指導してまいります。	健康福祉課
③高齢者や障害のある人には、公共交通機関利用料を無料・低額にする仕組みを創設してください。	無料のコミュニティバス、定額のデマンドタクシーを運行しています。	健康福祉課
④高齢者団体やサークルが健康予防活動、文化・趣味活動などを積極的に行うために、公的な集会場や会議室などの利用料金を減免する仕組みをつくってください。	平成28年10月から「公の施設の使用料に係る減免基準を定める規則」の運用をしています。	健康福祉課
⑤宅老所・街角サロンなど高齢者の「居場所」づくり(通いの場)への助成(家賃・光熱費助成など)を実施・抜本的に拡充してください。	地域支援事業で実施する地域サロンは40箇所あり、主に各地域の会館で開催しております。施設の使用に伴う家賃や光熱費等への助成はありませんが、施設の使用についてはすでに免除されております。また、事業として講師の派遣や健康体操・レクリエーショングッズ等の貸出し、またコロナ禍での感染対策としての衛生材料の支給等も行っております。 新規に立ち上げるサロンへは、初年度、翌年度の助成を行い定着に向けて支援をしております。	健康福祉課
⑥ひとり暮らし、高齢夫婦などへの安否確認や買い物、ゴミ出し(個別収集)、除雪など多様な生活支援の施策を充実してください。	ひとり暮らし高齢者・高齢世帯には民生委員が、介護保険対象者にはヘルパーの家事支援(買い物・ゴミ出し等)と共にそれぞれに安否確認を依頼しております。 また、ひとり暮らし高齢者で頻回な安否確認が必要な場合には、「緊急連絡装置」を設置し、24時間看護師が相談対応できる体制となっています。 介護保険未利用のひとり暮らし・高齢世帯では、買い物・ゴミ出しは近隣住民からの支援、冬場の除雪は地区から支援によるほか、「軽度生活支援事業」および、「生活支援ボランティア」が45分200円で買い物やゴミ出しなどの支援を行っています。	健康福祉課
⑦高齢者や障害ある人などの外出支援のため地域巡回バスや福祉バスなどを増車・増便してください。	「コミュニティバス」(無料)や、自宅前から乗車ができる「デマンドタクシー」(町内片道500円)を運行しています。 福祉サービスとして、車いすを利用する方や透析通院の方には、車いす対応の「外出支援サービス」(羽咋～かほく市:片道500円、町内:片道300円)などを実施しております。	健康福祉課
⑧後期高齢者の医療費2割負担反対の意見を国にあげてください。	今のところ国に対して反対の意見をあげることは考えていません。国の動向を注視して 近隣市町との情報交換を行いながら対応していきます。	健康づくり推進室

要望要旨	回答	担当課
<p>⑨災害から、住民のいのちと安全を守るために、避難準備・避難勧告時に要介護高齢者・障害ある人、認知症高齢者の皆さんの移動・移送体制(担当者の明確化)、支援体制の確立、避難所の内容の充実[ベッドやトイレ、冷暖房、プライバシー確保(避難用テントの整備)、車椅子等々]してください。</p>	<p>緊急時における要介護高齢者等への支援体制等では、まだ確立されておりません。地域の自助・互助に頼らざるを得ない現状であり、直接的な配慮や体制は図っておりません。</p> <p>避難所の内容の充実では、すべてを満たせることはできませんが、現状では、トイレ、間仕切り、プライベートルームは、若干ではありますが備蓄をしており、本年度中には段ボールベッドなどの追加配備を実施します。</p> <p>また、高齢者や要配慮等の避難では、車いすや冷暖房設備がある場所等に配慮し、開設、運営にあたります。</p>	<p>危機管理室</p>
<p>★(7)国に対して、年金制度への下記の意見をあげてください。</p>		
<p>①年金引き下げはやめること。際限なく年金を引き下げる「マクロ経済スライド」は廃止すること。</p>	<p>国の動向を注視して、近隣市町との情報交換を行いながら対応していきます。</p>	<p>住民課</p>
<p>②年金支給開始年齢をこれ以上引き上げないこと。</p>		
<p>③年金の隔月支給を国際基準の毎月支給に改めること。</p>		
<p>④全額国庫負担による最低保障年金制度を早急に実現すること。当面、基礎年金の国庫負担分3万3千円をすべての高齢者に支給すること。</p>		
<p>⑤年金積立金の株式運用をやめ、年金保険料の軽減や年金給付の充実など被保険者・受給者のために運用すること。</p>		
<p>V 障害者控除認定制度について</p>		
<p>(1)介護認定者・家族に①障害者控除認定制度とはどのような制度か、②障害者控除認定制度の認定を受けると「所得125万円(65歳以上の場合、年金収入245万円まで)は住民税非課税となる」こと「住民税非課税となると医療や介護の負担が軽減されるケースが多くなる」ことを知らせてください。</p>	<p>対象者全員に通知しています。</p>	<p>健康福祉課</p>
<p>(2)かほく市・宝達志水町・羽咋市・津幡町・内灘町のように、貴自治体の基準に基づく「障害者控除対象該当者」に申請があったものとみなして「障害者控除認定書」を送付してください。</p>	<p></p>	<p>健康福祉課</p>

要望要旨	回 答	担当課
(3)上記が実施できない場合でも、貴自治体の基準に基づく「障害者控除対象該当者」全員に、「制度のQ&A」と「障害者控除対象者認定申請書」を送付してください。		健康福祉課
VI.国民健康保険制度の改善について		
1.保険料(税)について		
(1)保険料(税)の引き上げを行わず、減免制度を拡充し、払える保険料(税)に引き下げてください。そのために一般会計からの法定外繰入額を増やしてください。	負担軽減措置として、低所得世帯に対して、7割・5割・2割軽減を行っております。また、一般会計からの法定外の繰入は現在のところ考えておりません。	健康づくり推進室
★(2)18歳未満の子どもについては、子育て支援の観点から均等割の対象としないでください。当面、一般会計による減免制度を実施してください。	18歳未満の子どもにかかわらず、均等割の除外対象を設けることは、税負担の公平性を欠くことから考えておりません。	健康づくり推進室
(3)国保料(税)の減免制度を活用できるよう改善してください。具体的には、①障害世帯減免、②多人数世帯減免、③一人親世帯減免、④寡婦世帯減免、⑤高齢世帯減免、⑥低所得世帯減免(前年所得が生活保護基準額の1.3倍以下の世帯)等の減免制度を設けてください。	減免制度については、低所得者に対する7割・5割・2割軽減を行っております。①から⑥の世帯に対しても、現状の制度で対応して行きたいと考えております。	健康づくり推進室
2.保険料(税)滞納者への対応について		
(1)資格証明書の発行をやめてください。とりわけ、母子家庭や障害ある人のいる世帯、病弱者のいる世帯には絶対に発行しないでください。	資格証明書の発行は実施しておりません。	健康づくり推進室
(2)窓口で資格証明書が交付されている方が、医療を受ける必要が生じ、医療費の一時払い(10割負担)は困難であると申し出があった場合、国からの通知や先般示された見解を踏まえて、生活状況などを確認した上で、緊急的な対応として短期保険証を交付してください。		健康づくり推進室
(3)滞納者に対し給付の制限(限度額認定・一部負担減免適用除外等)をしないでください。滞納があっても施行規則第1条「特別な事情」であることを申し出れば保険証を即時発行してください。	給付の制限は行っておりません。	健康づくり推進室
(4)保険料(税)を支払う意思があっても分納している世帯には、正規の保険証を交付してください。	滞納額を分割納付している世帯、取り決めどおり納めている世帯には、正規の保険証又は短期保険証を交付しております。	健康づくり推進室

要望要旨	回 答	担当課
<p>(5)保険料(税)を払えきれない加入者の生活実態把握に努め、むやみに短期保険証の発行や差押えなどの制裁行政は行わないでください。滞納者への差押えについては法令を遵守し、滞納処分によって生活困窮に陥ることがないようにしてください。また、給与などの差押禁止額以上は差押えないでください。</p> <p>税の滞納解決は、児童手当を差押えた鳥取県の処分を違法とした広島高裁判決を踏まえ差押禁止財産の差押えは行わないでください。実情をよくつかみ、相談に対応するとともに、地方税法第15条(納税緩和措置)①納税の猶予、②換価の猶予、③滞納処分の停止の適用をはじめ、分納・減免などで対応してください。</p>	<p>滞納者は、税務課及び滞納整理機構と納税相談をして、実情をよく把握し、分割納付等を行っています。生活実態を無視した保険料(税)の徴収や差押えは、しておりません。</p>	<p>税務課 健康づくり推進室</p>
<p>3.一部負担金の減免制度について</p>		
<p>窓口負担が払えなくて必要な受診を減らしたり、受診を中断したりする人が増加しています。一部負担減免制度の抜本的な拡充で、必要な受診が確保されるようにしてください。</p>	<p>要綱どおりとし、制度の新規創設は現在のところ考えておりません。</p>	<p>健康づくり推進室</p>
<p>★①現在の一部負担減免要綱とは別に、低所得者のみを理由にした一部負担減免制度を創設してください。</p>		
<p>②手続き手順・必要書類など運用に必要な事務手続きを整備し「利用案内」を市内医療機関に送付すると共に、ケースワーカー、地域包括支援センターに周知してください。</p>	<p>制度の周知については、パンフレット(保険証一斉更新時にも同封)を窓口で備えるとともに、町の広報やホームページ、ケーブルテレビに随時掲載し、地域包括支援センターとも連携し周知を図りたいと考えております。</p>	<p>健康づくり推進室</p>
<p>③一部負担減免制度について行政や医療機関の窓口にはわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど周知してください。</p>		
<p>④厚生労働省は2010年9月13日付け通知で、(44条を適用するに当たっては)「保険料の滞納の有無に関わらず、一部負担金減免を行っていただきたい」と表明していることから、保険料の滞納の有無に関わらず、実施してください。</p>	<p>実施するよう努めます。</p>	<p>健康づくり推進室</p>
<p>⑤公立病院で低額無料診療施設認定を進めてください。</p>	<p>公立病院の低額無料診療施設認定については、現段階で実施する予定はありません。</p>	<p>病院事務局</p>

要望要旨	回 答	担当課
VII.障害がある人の施策の充実について		
★(1)精神保健手帳1級・2級者を心身障害者医療費助成制度の対象にしてください。(入院・外来とも)	精神保健手帳1級者については、令和2年10月1日から心身障害者医療費助成制度の対象として助成を行っております。	健康福祉課
★(2)65歳以上の障害がある人への心身障害者医療費助成制度は助成方法を現物給付(64歳以下同様)にしてください。	現物給付となっています。	健康福祉課
(3)通院精神医療費(自立支援医療制度)制度の患者自己負担を市町単独事業として助成してください。	患者の自己負担については県が助成し1割に軽減しており、更に所得に応じて上限額を設け過大にならないような配慮がなされております。町として単独で助成することは考えておりません。	健康福祉課
VIII.生活相談総合窓口の設置について		
(1)住民の様々深刻な問題に対し、滋賀県野洲市のように「課の枠を超えて関係課等が連携し、問題を解決するための積極的な施策の推進及び生活再建の支援を図る」住民生活相談総合窓口の設置を実施してください。	毎月1回住民課で、困りごと相談として広く相談を受け付けています。就労、滞納、病気など様々な悩みを、一緒に考え解決に向けてサポートを実施しています。 特に生活困窮相談については、随時、石川県能登中部保険福祉センターの相談支援員と連携を図り、よりよい支援策を一緒に考えております。	総務課
IX.健診事業・健康づくり事業の推進について		
★(1)住民健診・特定健診の受診率を抜本的に引き上げてください。	多くの対象者が少しでも受診しやすいように、日時や会場の設定を地区組織の協力を得ながら取り組んでおります。今年度は新型コロナウイルス感染症の影響で、健診開始が前期(6・7月)の実施が不可能となり9月開始となりましたが、11月には未受診者に対して健診を実施するなど受診環境づくりに努めています。 町民のみなさんに、今以上に自分の健康に関心を持ってもらうため、一人一人の生活に沿った保健指導等を取り入れ、健康の保持増進を目標とした受診率の向上に取り組んでいきたいと考えております。 平成23年度から30年度(27年度は、56.0% 2位)は石川県下では1位の受診率となっています。30年度は59.6%(石川県内1位)また、令和元年度は60%の受診率(暫定1位)を達成しました。	健康づくり推進室
★(2)ガン検診の受診率を大幅に引き上げてください。	特定健診と同日にがん検診をセットし受診者の受診しやすい環境整備を実施しています。 受診率向上の対策として、広報で検診の種類や対象者を設定し、受診勧奨を実施しています。大腸がんの普及啓発として健康づくり推進員に大腸がん撲滅トイレットペーパーを配布しました。また、女性がんについては、集団検診、個別検診のどちらかを選択できるようにしており、委託医療機関も広域とし、受診環境づくりに努めています。 その他、がん検診に関するチラシやパンフレット、ポスターを庁内に設置し、住民への普及啓発を図っています。 がん検診の受診率は、全てのがん検診において石川県の平均より高い状況です。能登中部管内と比較すると胃がん検診が管内で1番高い状況です。	健康づくり推進室

要望要旨	回 答	担当課
(3)特定健診は国基準だけでなく、さらに充実させてください。70歳になると検診項目を減らすことは実施しないでください。費用は無料とするとともに住民が受診しやすいものとしてください。	特定健診の内容は、町独自で項目を追加するなどして充実を図っております。 75歳以上の特定健診は無料にしておりますが、今後は、受益者負担も含めて住民が受診しやすい環境づくりに努めます。	健康づくり推進室
(4)ガン検診等の内容を充実させ特定健診と同時に受診できるようにし、費用は無料にしてください。	がん検診については、国の指針に基づいた項目・検査内容で逐次実施しております。また特定健診と同時に受診できるように以前から実施しております。 受益者負担も含めて住民が受診しやすい環境づくりに努めていきます。	健康づくり推進室
(5)歯周疾患検診については、年1回無料で受けられるようにしてください。少なくとも40・50・60・70歳の検診は必ず実施してください。また保健所や保健センターに歯科衛生士を常勤で複数配置してください。	歯周病の早期発見と歯の健康づくりを目的として、40・50・60・70歳を対象に歯周疾患検診を実施しています。生活保護の方は無料ですが、その他の方は一人あたりの負担は500円、公費負担は3,000円です。(クリーニングありの場合は4,000円/回) 令和元年度から、検診で異常がなかった方にクリーニングを無料追加しました。未受診者には広報や再通知を行って受診率向上に努めています。	健康づくり推進室
(6)産婦検診の助成対象回数が1回の市町村は2回に拡充してください。妊産婦歯科検診への助成を妊婦・産婦共に実施してください。	産婦健診については、現在、産後1か月分を助成していますが、産後2週間分については、早期健診の必要性に鑑みて検討したいと思っております。 妊産婦歯科健診の助成については、妊婦は体調の変化により腔内環境が悪化しやすいことや、歯周病があると早産につながる可能性があることから、健診を推奨する観点で助成を行っています。産婦については、歯科健診の有効性が認められれば、助成を検討します。	健康づくり推進室
(7)WHOが認定した「ゲーム依存症」、とりわけ子どもの「ゲーム依存症」対策を検討してください。	三歳児健診等でゲーム依存症のみの対策に限らず、日常生活リズムや遊び方等を確認する中で必要に応じて臨床心理士、保健師が個別に指導を行っています。 令和2年6月に内閣府が低年齢層の子供の保護者向け普及啓発リーフレットを紹介しています。今後はこれらも活用しながら健診等で啓蒙、啓発さらに幼児相談、保育所巡回訪問を実施していきたいと考えています。	健康づくり推進室
X. 予防接種について		
(1)流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)、ロタウイルスワクチン、子どもや障害者のインフルエンザワクチンの任意予防接種、定期接種から漏れた人に対する麻しん(はしか)に助成制度を設けてください。	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)は令和2年度より、生後1歳から未就学児に対して1回2,000円の助成を開始しました。助成回数は1人2回です。 ロタウイルスワクチンについては令和2年度10月から定期接種となりました。 麻しんについては、定期内の接種が重要であると考えて、未接種の方には電話連絡等で定期内に接種するよう注意喚起を行っております。定期内に接種をしない人への対応については、近隣市町の状況を見ながら、考えたいと思っております。 高齢者インフルエンザ予防接種の助成対象は、65歳以上の高齢者以外では、満60～65歳未満の心臓、腎臓もしくは呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有する障害1級相当の人も全額助成対象としています。	健康づくり推進室

要望要旨	回 答	担当課
<p>(2)高齢者用肺炎球菌ワクチン(定期接種)の一部負担を引き下げてください。2019年度以降も任意予防接種事業を継続してください。また2回目の接種を任意予防接種事業の対象としてください。</p>	<p>高齢者肺炎球菌予防接種はの公費負担は個人負担は2,300円に据え置いております。新型コロナウイルス感染症とインフルエンザが重なると重症化しやすいことから、令和2年度は、任意接種に5,000円の助成を予定しております。対象は令和元年度の未接種者。</p>	<p>健康づくり推進室</p>
<p>i.地域医療構想について(公的病院の存在する市町のみ)</p>		
<p>昨年424の公的・公立病院の再編成要請があり、関係地域の住民は、不安に駆られました。そこに新型コロナ感染拡大が襲いかかりました。こうした中で、地域医療体制、医師・看護師の確保等で心配や不安がありましたらお聞かせください。</p>	<p>宝達志水病院では、医師及び看護師の確保については問題ありません。</p>	<p>病院事務局</p>